

平成21年3月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成21年3月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成21年3月9日（月） 午後2時00分 開議
- 2 場 所 第5委員会室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会期の決定
 - 3 議事日程の決定
 - 4 会議録署名委員の指名
 - 5 議案第24号 市川市教育振興基本計画（案）について
議案第25号 市川市教育委員会事務局設置並びに組織規則の一部を改正する規則の制定について
議案第26号 市川市立幼稚園の幼稚園評議員に関する要綱の制定について
議案第27号 市川市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
議案第28号 市川市教職員住宅管理規則を廃止する規則の制定について
議案第29号 市川市社会教育委員の委嘱について
議案第30号 市川市中央図書館、市川市映像文化センター及び市川市教育センターの管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について
議案第31号 市川市生涯学習センター自動車駐車場管理規則の一部を改正する規則の制定について
議案第32号 市川市教育委員の辞職について
議案第33号 市川市教育委員の辞職について
 - 6 その他
 - (1) 市川市幼児教育振興審議会の答申について
 - (2) 平成21年4月開設予定の特別支援学級について
 - (3) 学校給食に対する米の支給について
 - (4) 平成20年度「いちかわ市民アカデミー講座」実施報告について
 - 7 閉 会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第24号 市川市教育振興基本計画（案）について

- 議案第 25 号 市川市教育委員会事務局設置並びに組織規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 26 号 市川市立幼稚園の幼稚園評議員に関する要綱の制定について
- 議案第 27 号 市川市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 28 号 市川市教職員住宅管理規則を廃止する規則の制定について
- 議案第 29 号 市川市社会教育委員の委嘱について
- 議案第 30 号 市川市中央図書館、市川市映像文化センター及び市川市教育センターの管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 31 号 市川市生涯学習センター自動車駐車場管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 32 号 市川市教育委員の辞職について
- 議案第 33 号 市川市教育委員の辞職について

2 その他

- (1) 市川市幼児教育振興審議会の答申について
- (2) 平成 21 年 4 月開設予定の特別支援学級について
- (3) 学校給食に対する米の支給について
- (4) 平成 20 年度「いちかわ市民アカデミー講座」実施報告について

- 5 出席委員 五十嵐 芙美子
吉岡 博之
井関 利明
宇田川 進
西垣 惇吉

6 出席職員、職・氏名

教育次長	松永 潤	教育総務部長	小川 隆啓
学校教育部長	田中 庸惠	生涯学習部長	田口 修
教育総務部次長	栗原 久則	学校教育部次長	山崎 繁
生涯学習部次長	浮ヶ谷 隆一	教育政策課長	青木 一雄
人事福利担当室長	山田 修一	就学支援課長	松本 辰夫
教育施設課長	渡邊 静男	義務教育課長	古山 弘志
指導課長	高橋 邦夫	保健体育課長	西川 裕二郎
教育センター所長	伊東 秀樹	生涯学習振興課長	齋藤 忠昭

地域教育課長	浅岡	裕	青少年育成課長	曾根	洋次郎
公民館センター長	堀切	公雄	中央図書館長	露木	芳輝
考古博物館長	石毛	一成	自然博物館長	西	博孝

7 事務局職員、職・氏名

教育政策課	主 幹	大嶋	章一
〃	副主幹	谷内	弘美
〃	主 任	堀	優子

○ 五十嵐委員長

ただいまから、平成21年3月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の全員が出席しておりますので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。それでは、日程に従い議事を進めます。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は委員長、吉岡委員、宇田川委員を指名いたします。続きまして、議事5議案に入ります。議案第24号 市川市教育振興基本計画（案）についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ 教育政策課長

市川市教育委員会では、平成13年1月に教育基本計画を策定し、教育政策を進めてきました。ところが、策定から7年経過した中に、核家族化や少子化が進み、家庭や地域の教育力向上が一層重要となってきました。また、高度情報化などといった社会の変化に伴って、市民や児童生徒、保護者のニーズの多様化、安心・安全への不安といった解決すべき多くの教育課題が生じてきています。これらの課題に対応し、今後の市川市の教育を見据えた基本的な方向を明確にし、教育の一層の充実と振興を図るため、その実現に向けて、どのような教育施策を、どのように進めていくかを明らかにしていく必要があります。加えて、平成18年12月に教育基本法が改正され、新しい時代の教育の基本理念が掲げられるとともに、国と地方公共団体の役割分担と責任にかかわる内容が示され、地方においても地域の実情に応じて教育振興基本計画の策定に努めることが規定されました。そこで、地方教育の中心的な担い手である教育委員会が、市川市の実情に合った教育施策を効果的に実施していくため、これまでの成果を踏まえながら計画の見直しを行い、新しく教育振興基本計画を策定したので提案するものです。この基本計画につきましては、「基本計画」と「実施計画」で構成されます。「基本計画」は、基本的な考え方と基本的な方向、そして基本的方向ごとの施策をまとめ、計画期間は5年間、平成21年度から平成25年度とします。別途に作成する「実施計画」は、施策の具体的な方策を定め、計画期間は3年間として、前期の3年目に見直しをします。それでは、別冊の基本計画（案）の4ページをごらんください。市川市教育振興基本計画について、簡単ですが、全体像で説明させていただきたいと思っております。教育は人と自然、人と社会との成り立ちを教え、みずからの生き方について考え、実践する力を養う重要な役割を担っております。このことから、市川市では、「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」を基本理念とするとともに、本市の基本構想である「ともに築く自然とやさしさがあふれる文化のまち いちかわ」の具現化を教育から推し進め、教育の振興を図ります。そして、基本計画期間5年間を通して市川市の

教育を実施するさまざまな施策の実現に向け、基本的な考え方として、「1. 人との関わりを大切にして、個人の自立を促すとともに、社会の一員としての自覚を養う教育を進めます」「2. 体験を重視し、創造力と実践力を育む教育を進めます」「3. 学びや育ちの連続性と社会の連携を強化し、個々の成長を地域で支える教育を進めます」「4. 情報の公開を適切に行い、教育に関わる評価を推進して、自律した教育を進めます」以上4つを柱といたします。次に、基本理念と基本的な考え方を踏まえまして、基本計画期間5年を通して市川市が取り組む施策の基本的方向を「子どもの姿」、「家庭・学校・地域の姿」、「市川の教育の姿」の3本柱として、それぞれの姿を実現できるように施策の方向を示しています。基本的方向1. 「子どもの姿」として、未来へ向かって成長し、未来を担う子どもたちに、これからの社会をよりよく生きていく力を育むことはとても重要なことです。将来の予測が明確にならない現在の社会にあっては、みずからの生涯を切り拓く力強さと、他人と協同してよりよい社会を築こうとする頼もしさが必要です。このため、自分や他人を大切にし、社会の中でたくましく生きていくことのできる子どもを育てることを目標とし、5つの施策の方向をまとめました。基本的方向2. 「家庭・学校・地域の姿」として、教育は家庭・学校・地域の相互の取り組みによって担われるものであり、子どもは社会全体で育まれます。市川市が進める教育を確かなものとするとともに、社会の中でたくましく生きていく子どもを育てるためには、より多くの人の教育への参加が必要です。このため、みずからの役割と責任を担いながら、互いに連携して教育の向上に取り組む家庭・学校・地域を実現することを目標として、4つの施策の方向にまとめました。この施策の中で1カ所訂正をお願いします。29ページをごらんください。「教職員が子どもと向き合う時間の拡大」の中の3行目、「部活動指導」ですけれども、先日、教育委員との協議の中で、部活動指導については「教職員が子どもと向き合う時間の拡大」とは関係が薄いのではないかとということで、部活動指導については、協議して削除することになりましたので、削除をお願いします。4ページに戻りまして基本的方向の3. 「市川の教育の姿」として、教育の質を高めるための条件整備は、教育の振興にとって不可欠なものです。社会全体の教育機能の活性化を図り、市川の教育の質を向上させていくには、充実した教育環境を整えていくことが必要です。このことから、教育環境の整備を図り、質の高い市川の教育を推進することを目標として5つの施策にまとめました。次に、今回の教育振興基本計画の策定経過、策定組織についてです。52ページ、53ページをごらんください。2. 計画策定経過についてですけれども、今回、特に教育委員と市内小中特別支援学校の生徒等との交流会で、今後の新しい教育振興基本計画の実施計画の中に、子どもたちの意見も施策の中に取り入れたいと考えて交流会を実施しておりますので、この意見の資料としましては、48ページから51ページにま

とめてありますので、後ほどごらんください。また、今回の教育振興基本計画（案）に関するパブリックコメントを平成21年1月10日月曜日から2月9日の1カ月間実施した結果、意見総数7名、1団体、9件の意見が提出されました。内容につきましては、意見1として、教育の問題点についてすべて網羅して全体の内容は充実している、意見2としまして、他市と比較して市川らしさを出してほしいとの提案、意見3としまして、教育振興計画は本当に素晴らしいが、実施に伴って教育現場の多忙を激化させることのないようにとの提案、意見4としまして、中学校に更衣室がなく、男女一緒に教室で着替えたり、屋外で着替えたりしなければならない状況にあり、安心・安全の教育から、更衣室の新設などの提案です。意見5としまして、家庭・学校・地域の連携でそれぞれを結びつける役割が必要である。そのためにスクールソーシャルワーカーの創設の提案がありました。意見6としまして、幼児期の教育について、保育園では教育の面で不安があり、幼児期の教育を推進するための教育環境として、保育園でも教育が受けられるようにとの提案です。意見7としまして、新宿区で取り組んでいるすべての小学校前研修時に親として大切なものを伝える、親同士が仲よくなるを目的で行われているハートフルコミュニケーションのプログラムを市川でも親向けの支援プログラムとして実施の提案です。意見8として、子どもの教育に欠かせないものとして、家庭内の教育力を高めるための親が学ぶことへの施策を計画案に取り入れ、親学びを支援するプログラム実施の提案です。意見9としまして、施策「教職員が子どもと向き合う時間の拡大」にかかわる疑問等の意見が寄せられており、これらについては教育振興基本計画（案）の内容ではないので、今後、実施計画策定の中で検討していきたいと考えております。以上です。

○ **五十嵐委員長**

以上で説明は終わりましたが質疑はございませんか。約1年かけて作成してきたのですね。解説が入ったのはいいですね。

○ **西垣委員**

市川は大変よくやっているとは私は自負しているのですが、他市のこういう振興計画の進捗状況はどうですか。

○ **教育政策課長**

昨年、可児市から、可児市でも教育振興基本計画を作成するに当たって、市川市がどのように行っているかということで教育委員の方たちの視察がありました。そのときのお話ですと、市川市のように教育委員が全員参加で協議をしているところはないように聞いておりました、可児市の方たちも全員参加での協議ということで驚かれておりましたので、市川市独自のものができたのではないかとおは思っております。

○ **西垣委員**

周りの市でほかもこういうようなものがかなりできてきているのですか。

○ **教育政策課長**

聞いている範囲内では、市川市が1番にできたのではないかと考えております。

○ **宇田川委員**

最初から計画に参加させていただいて感じたのですけれども、こういうふうにまとめられると簡単なように見えるのですけれども、百数十項目の問題点を洗い出して、そこからここまでまとめてくるのに大変な思いだったと思います。私も何度か会議があつて、その後またまとめられて、事務局から資料を送ってもらう。読み始めると、また改定したほうがいいのではないのかというのが、各委員の方々、特に振興委員の方が市川市としての特色をなるべく出したいと、市川市の教育の特色は何だろうかと真剣に考えられていまして、いろいろな注文が出されたのですね。それで改定に改定を重ねてここまで来たということで、本当に事務局の方々には心からお礼を言いたいと思います。ご苦労さまでした。

○ **五十嵐委員長**

今度は実施計画ということで、より具体的になってくればくるほど、またいろいろ協議がなされると思いますので、よろしく願います。他に質疑がないようですので、議案第24号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第25号 市川市教育委員会事務局設置並びに組織規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ **教育政策課長**

2ページから4ページをごらんください。市川市教育委員会事務局設置並びに組織規則の一部を改正する規則の制定は、現在、市長の補助機関の職員に補助させている教育施設及び公の施設だけでしたが、今後、教育委員会所管の教育施設の管理を指定管理者とする場合も、学校以外の教育機関及び公の施設からその管理を除外する必要が生じるために提案するものです。市川市教育委員会事務局設置並びに組織規則の改正点については、4ページをごらんください。第3条第3項、上から8行目、改正前では「させるものを除く」を、改正後は「させるもの」の次に「及びその管理を地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせるもの」を加えるものです。以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○ **五十嵐委員長**

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第25号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第26号 市川市立幼稚園の幼稚園評議員に関する要綱の制定についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ **教育政策課長**

資料は5ページから8ページです。本市の評議員制度につきましては、小中学校などにおいて、学校教育施行規則第49条の学校評議員の設置及び市川市立小中特別支援学校の学校評議員に関する要綱に基づき、開かれた学校づくりを推進し、既に実施されておりますが、幼稚園は評議員制度に関して特に規定がないことから、市立幼稚園においては、現在設置されておられません。小中学校などで実施されております学校評議員制度は、校長が保護者や地域の方々に意見を幅広く聞くためのものであり、地域や社会に開かれた学校づくりを一層推進し、学校が家庭や地域と連携しながら、特色ある教育活動を展開していることから、この評議員制度を平成21年度から幼稚園にも導入を図るものです。幼稚園に導入するに当たっては、特定の規定がないことから、市川市立幼稚園管理規則第15条の補則に基づき、この規則に定めるもののほか、幼稚園の管理については市川市立小中学校及び特別支援学校管理規則の規定の例によることとなっておりますことから、市川市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則第9条に基づき新たに市川市立幼稚園の評議員に関する要綱として、市川市立幼稚園の幼稚園評議員に関する要綱を創設するものであります。内容的には、市川市立小中特別支援学校の学校評議員に関する要綱を準用したものとなっております。評議員の選任に当たっては、園長から評議員にふさわしい方を推薦いただき、教育委員会が委嘱を行うものであります。要綱につきましては6ページ、7ページにありますので、後ほどごらんいただければと思います。以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○ **五十嵐委員長**

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。小中の評議員は義務教育課が所管ですよね。幼稚園は義務教育課ではないのですか。

○ **教育政策課長**

教育政策課になります。

○ **五十嵐委員長**

幼稚園の所管の関係で義務教育課はできないということですか。同じ評議

員の扱いで、1つは教育政策課で、小中は義務教育課というのは、一緒にはできないということですか。

○ **義務教育課長**

学校評議員制度はもともと小中という校種の中で行うようにということからスタートしたことと、分掌の中で、義務教育課は義務教育の課程の中のものに限られていますので、現状ではこうなっております。確定ではございませんけれども、近い将来的には、学校評価のかかわりと学校評議員のかかわりがございますので、そのところで事業を見直す中で、幼稚園も含めて小中学校も含めたものは視野の中にはございます。

○ **五十嵐委員長**

他に質疑がないようですので、議案第26号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。運営等についてはよろしく願いいたします。次に議案第27号 市川市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ **義務教育課長**

資料は9ページから11ページをごらんください。市川市教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第1項の規定に基づきまして、この規則で市立の小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営について定めており、第47条で学校において備えなければならない表簿及び公文書（以下「表簿等」）の1つといたしまして、文部科学大臣を作成者とする統計法に規定する指定統計に関するものを定めております。今回、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有効性の確保を図ることを目的としまして、統計法が全部改正（平成19年5月23日公布、平成21年4月1日施行）され、指定統計という用語がなくなることから、これを引用しております第47条を整備する必要があるため、この規則の一部を改正するものでございます。改正の内容につきましては11ページをごらんください。管理規則の47条の表中に「文部科学大臣を作成者とする統計法（昭和22年法律第18号）第2条に規定する指定統計」が現行でございますが、それを「統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計」と改めるものでございます。以上でございます。

○ **五十嵐委員長**

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第27号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第28号 市川市教職員住宅管理規則を廃止する規則の制定についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ **義務教育課長**

資料は12ページ、13ページとなります。ごらんいただきたいと思います。市川市教職員住宅は、教職員の厚生施設としまして、教職員とその家族を入居させるために、昭和39年に市川市大町教職員住宅が建設され、さらに昭和55年に市川市奉免教職員住宅が建設されました。近年、教職員の高齢化が進みまして、建設直後のような入居者が見込まれない一方で、施設の老朽化が進み、計画的な大規模修繕が必要な状況となってまいりました。また、隣接する市営住宅の入居率は100%でございまして、入居希望者が待機している状況におきまして、収入が安定しております教職員を継続的に優遇することは難しい状況が生じてまいりました。以上の理由から、平成12年に老朽化の進んだ大町教職員住宅を廃止し、本年度末をもちまして奉免教職員住宅も廃止するよう進めてまいりました。今回、奉免教職員住宅を廃止することによりまして、市川市の管理する教職員住宅がなくなるため、平成21年3月31日付をもちまして市川市教職員住宅管理規則を廃止する規則の制定をしますのでございます。以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○ **五十嵐委員長**

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。入る人がだれももういないのですか。

○ **義務教育課長**

少なくなつてまいりまして、その中で、施設の老朽化に伴いまして新築とか大規模改修ということで、お金をかけるよりは、民間のアパートや住宅のほうにという形で、それだけ入居者が少なくなってきたという現状でございます。

○ **吉岡委員**

今現在入居している人はどうなるのですか。

○ **義務教育課長**

5年前から、今年度末で廃止するということを入居者には通告しております。基本的に入居の期間はどの方も長期にわたりませんので、5年前に通告した中で、新しく入居される方には、今年度末ですというのはお話ししてあります。全部で18戸ございますけれども、残りの15戸はもう既に退去されております。現在、3月末退去が3戸だけ残っております。

○ **吉岡委員**

あらかじめ入居するときに、ここで終わるからといって入居した人はいいと思うのですけれども、その前から入居している人がどうかということです。

○ **義務教育課長**

今確かな資料はございませんけれども、基本的に入居者が5年前の段階で6戸ぐらいまでに減っていたと思います。ですから、その6戸につきましては、5年間入居し続けたということはないと思っております。新規に入ってくる方に、もうここで終わりですよということをお示しして、その中で、2年から3年ぐらいのスパンで退去されて、入居されています。その入居につきましても、従来どおりの規定ですと、家族の入居者の希望がおりませんので、5年間という中で単身者も認めるとか、有効活用という観点で18戸活用している中で、退去の計画に従って今年度に至ってきたわけでございます。

○ **宇田川委員**

その後の活用方法はどのようになっているのでしょうか。

○ **義務教育課長**

5年前の話し合いでは、市営住宅に移行して市営住宅としてというお話があったのですが、昨年度あたりから市営住宅課のほうで、そのまま移行するには法的に若干問題があるというお話で、活用する方法につきましては、福祉部等の希望もございますので、これから煮詰めていくということで、当面は管財課の管理になると伺っております。

○ **五十嵐委員長**

他に質疑がないようですので、議案第28号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第29号 市川市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ **生涯学習振興課長**

お手元の資料の14ページから16ページをお願いいたします。市川市社会教育委員のうち市川市社会教育委員設置条例第2条第1項第3号によります家庭教育の向上に資する活動を行う者である1名の委員が退職によりまして解嘱することに伴い、新たに委員を委嘱するものでございます。具体的には、家庭教育の関係者で市川市男女共同参画課の専門相談員であります佃未音委員を解嘱しまして、後任として特定非営利活動法人親そだちネットワークビジー・ビーの代表者であります伊藤雅子氏を委嘱するものでございま

す。解嘱につきましては、平成21年3月31日としまして、委嘱は平成21年4月1日とするもので、任期は平成22年9月30日までとなっております。このことによります男女の構成比でございますが、男性委員は10名、女性委員は5名であり、従来と変わりはありません。なお、女性委員の構成比率は33.3パーセントとなっております。また、委員の最高年齢は78歳、最少年齢は44歳で、平均年齢は61.2歳となっております。以上でございます。

○ **五十嵐委員長**

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。これには関係ないのですが、社会教育委員会で今話題になっていることはどんなことがありますか。

○ **生涯学習振興課長**

通常、年3回の会議を開きます。生涯学習部で力を入れております家庭教育学級がございますが、これは市内の小中学校、幼稚園、プラス未就学で66学級、各学校の保護者の方々が年5回から10回ぐらい集まりまして講師を呼んで講演会を聞いたり、情報交換をする形でやっております。平成20年度につきましては、それに対して、参加者をふやすための方法であるとか、活発にするための手法について、3回でご意見をいただいております。

○ **五十嵐委員長**

振興会議とかいろいろなところで家庭の教育力の向上ということが叫ばれているし、家庭教育学級も参加者が固定したり、家庭教育学級に参加できない保護者について、どこでも家庭教育学級長を中心に悩んでいるので、例えばどんな提言で家庭教育学級を充実させるか教えてください。

○ **生涯学習振興課長**

具体的には、参加者をふやすということで、1点、お父さんたちの参加はどうだろうかという中で、土曜日の開催などです。そうすると学校との話し合いも必要になると思います。そのほかには、参加者をふやすということで、今、各単独の学校で学級を開いていますけれども、それを広域に中学校ブロックごとに開いたらどうだろうか。そんな中で学級生同士の交流を、1つの学校ではなくて中学校ブロックぐらいで各学校との情報交換をできるようにしたらいいのではないかと、また、広域にやることによりまして、講師の先生を呼んだときの講演会等についても、たくさんの方に聞いていただけるような工夫をしていく必要があるだろうというお話をいただいております。

○ **吉岡委員**

社会教育委員をもう10年以上やっている人がいますね。10何年いると、その人がよく知っているということになって、新しい意見が活発に出てこない可能性もあります。この名簿を見ると、団体からでは、その役職をおりたということで、かわりの人が出てくるというのが多いわけでしょう。そうでないと、結構長いですね。いろいろな意見を出そうと思ったら、長くやっ

ている人はご遠慮いただくというふうにしたほうが良いような感じがします。いい案はありませんか。こういう委員会の議案を見るといつも思います。

○ **生涯学習振興課長**

この委嘱の議案を出させていただいているときに、絶えずそのお話はいただいております。確かに1号委員は学校関係者で、校長先生を辞められれば、次の方を校長会から紹介していただいておりますので、委員はかわってきております。2号委員につきましては、あくまでも団体推薦という形をとっておりますので、団体の中で決めていただければいいのかなという気がしますけれども、これについても、ここにありますようにPTA連絡協議会であるとか、医師会など、その中で推薦をいただいているというような状況です。4号委員の学識経験者の委員の方たちは長い傾向にありますけれども、あとご自分で判断していただくものと思っております。内規的に何年以上はと決めて制限するというわけにもいきません。一律的に経験というところでお話いただいておりますので、確かに古い人がいると新しい人の意見が出づらい雰囲気があるという懸念はありますけれども、会を進める中で、委員長の裁量でうまく意見を出してもらうようお願いしていこうと考えております。

○ **五十嵐委員長**

社会教育委員に限らずいろいろ出てきますね。

○ **吉岡委員**

かえてやったほうが良いと思います。

○ **五十嵐委員長**

家庭教育の話ばかりしているわけではないでしょうから、家庭教育学級の話も、ずっとここ何年もなので、また違う風が入ると、変わっていくのではないかと思います。

○ **西垣委員**

任期をつけられないのですか。

○ **生涯学習振興課長**

規定としては、任期は再任を妨げないとなっています。ですから、最初に委嘱するときに3期までというような口頭でのお願いは可能だと思います。

○ **井関委員**

そもそも任期はあるのですか。

○ **生涯学習振興課長**

1期2年です。

○ **五十嵐委員長**

再任を妨げないという規定はあるのですね。

○ **西垣委員**

委員の再任を妨げないけど、ただし何期までと、今度の定例教育委員会に

提案すればいいでしょう。

○ **生涯学習部長**

全体として、市川市に審議会だとか協議会は多くあります。問題となるのは、1つは女性の登用、2つ目は多選のこと、5期から10期というところもあります。そうすると、10年から20年の間の方が多いいということ、生涯学習部でも博物館や公民館もあります。非常に長い方がいるということで、今後、多選の関係については考えていかなければいけないと思っております。

○ **井関委員**

学識経験者といっても、10年もたったら学識も経験も古くなってしまっていますよ。

○ **西垣委員**

例えば博物館協議会という、鳥とかいろいろ特別な分野の特殊な研究をなさっている先生がいらっしゃいますよね。その先生は、自分でかわりますと言っても、後任がないということもあります。その辺のところを考えると、年齢だけで切ると大きな損失になると思います。

○ **井関委員**

別の分野の方を入れればいいではないですか。

○ **西垣委員**

そうですね。その辺のところは考えていくのも必要なのかなと思います。

○ **生涯学習部長**

今回は家庭教育という面で社会教育委員会の運営も強化していこうということで、伊藤委員が入られたという形がございます。ですから、私どももその時代、時代の求められている部分も含めて中身をよく考えて委員の構成を考えていきたい。その中には、条例の中身も少しさわるらないといけない部分もあると考えております。

○ **五十嵐委員長**

他に質疑がないようですので、議案第29号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案の通り可決いたしました。次に議案第30号、31号を一括議題といたします。議案第30号 市川市中央図書館、市川市映像文化センター及び市川市教育センターの管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について、議案第31号 市川市生涯学習センター自動車駐車場管理規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ 中央図書館長

初めに、議案第30号 市川市中央図書館、市川市映像文化センター及び市川市教育センターの管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について提案理由を説明いたします。平成20年12月市川市議会定例会議におきまして、市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正が行われ、地方自治法第14条第2項「普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特段の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない」という規定に基づき、従来、教育委員会規則等に定められていた休館日、開館時間、館外貸し出しに関する条文が条例に規定されました。あわせて中央図書館、映像文化センター及び中央こども館の祝日開館及び開館時間に係る所要の改正が行われました。この条例の一部改正が平成21年4月1日より施行されますが、このことに伴い、今回、現行の市川市中央図書館、市川市映像文化センター及び市川市教育センターの管理に関する規則の一部を改正して、教育センターに関する事項がすべて条例に規定されたことから、題名を市川市中央図書館及び市川市映像文化センターの管理に関する規則と変更し、条例の施行に関し必要な事項を定めるとともに、蔵書の構築やレファレンスサービスに関する規定を新たに設けたほか、申請手続に供する各種様式の整備を行ったものです。なお、この規則の施行予定日は平成21年4月1日です。資料17ページから32ページが議案第30号となります。次に、議案第31号 市川市生涯学習センター自動車駐車場管理規則の一部を改正する規則の制定について提案理由を説明いたします。お手元資料33ページから35ページまでとなります。議案第30号の提案理由と同様、市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正が行われたことに伴い、駐車場の供用日等が条例に規定されたことによる条文整備の必要が生じたため、この規則を制定し、市川市生涯学習センター自動車駐車場管理規則の一部を改正するものです。この規則の施行予定日は平成21年4月1日です。なお、市長の権限に属する市川市生涯学習センター駐車場の管理を教育委員会の補助機関たる職員に委任するための協議の受け入れにつきましては、2月定例教育委員会におきまして議決をいただき、平成21年2月23日付で市川市長と市川市教育委員会委員長との間に市川市の事務の委任に関する協議書が締結されたところですが、これら所要の改正に係る市川市教育委員会に対する委任に関する規則の一部も同じく平成21年4月1日より施行される予定です。なお、平成20年12月市川市議会定例会議におきまして、市川市立図書館設置条例の全部改正が行われ、条例上、平成21年4月30日から供用開始が予定されている市川駅南口図書館の管理につきましては、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることが可能となったことに加えて、議案第30号の提案理由で説明いたしました市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正の内容と同様、地方自治法第14条

第2項の規定に基づき、従来、教育委員会規則に定められていた休館日、開館時間、館外貸し出し、入館制限、損害賠償に関する条文が条例に規定され、あわせて行徳図書館の祝日開館及び平日夜間開館の本実施に係る所要の改正が行われました。したがって、本来でありましたら、市川市立図書館設置条例の全部改正に伴う現行の市川市立図書館規則の全部改正についての議案及び中央図書館の事務分掌に新たに市川駅南口図書館に関するものを加えるための市川市教育委員会事務局並びに教育機関等処務規程の一部改正についての議案を上程し、審議をお願いするところですが、去る3月3日に行われました平成21年2月市川市議会定例会議環境文教委員会におきまして、平成21年4月30日供用開始予定の市川駅南口図書館の管理を行う指定管理者の指定の議案、議案第84号 指定管理者の指定についてが、審査の結果、継続審査事件となりましたことから、本定例教育委員会には上程せず、今後の市議会における審議状況の推移を見守りながら、しかるべき時期に改めて上程する予定とするものです。以上であります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○ **五十嵐委員長**

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。この間、指定管理者はヴィアックスと決まって、それが継続審査ですね。2月の定例教育委員会で公正に審議した結果、ヴィアックスでという、そこがノーということなのか、委託がノーということなのか、伺いたい。

○ **中央図書館長**

環境文教委員会で議案の提案といたしましては、今回は指定管理者の指定についてということですので、2月の定例教育委員会で話ししましたヴィアックス社の指定について承認されなかったと受けとめております。それが継続審査になったということです。

○ **宇田川委員**

環境文教委員の皆さんに対して、そこら辺のところはよく説明されているのですか。4月から南口図書館がオープンするということで決まっています、そういうようなことを準備していこうということで上げておいて、それがまた継続審議というのは、ちょっと理解に苦しみます。ちゃんと説明されているのかどうか、伺いたいと思います。

○ **中央図書館館長**

環境文教委員会では、私どもの提案した内容については、ヴィアックスということで提案させていただいたのですが、ヴィアックスの選考の過程において評価表というのがあるのですが、評価表の中に市川市が今評価点として何点で、それに対して今回のヴィアックスは何点だというお話が出まして、それをお話ししましたら、市川市を評価した点数が低過ぎるのではないのかというお話がありました。それに関しましては、21項目評価項目があるので

すが、現状の市川市全体の図書館の評価としては32点という評価を市川市はしました。ヴィアックスが57.幾つという点数になったのですが、現在、全国でも市川市の図書館は上位にランクされているというのに、その評価は低過ぎるのではないかと、それが納得できないということが1つございました。あとは、実際に指定管理になりますと、ヴィアックス社との協定を結ぶわけですが、その協定を結ぶ際には、市の手続条例に基づきまして、市川市とヴィアックス社で行うと説明したのですが、本会議での質問の委員会送りということがありますが、その中で、市川市と教育委員会と相手の会社の3者でやるべきではないかということで、それについても納得されなかったようです。

○ **生涯学習部長**

今回の議案第84号を真摯に委員会において説明はさせていただいたつもりでおります。ただ、力が足りなかったのかもしれませんが、継続審議となったわけですけれども、委員会の中の、特に反対されている方々の審議の視点と、私たちの議案の上程している理由とが少しかみ合わない部分があるように思います。私たちは、ヴィアックス社が果たして指定管理者として適しているかどうか、選考の評価だとか、項目だとか、そういったことでどのくらいいいかどうか、だめならばだめという理由をつけて審議していただければ一番いいのですが、視点が、言葉が適切かどうかわかりませんが、指定管理そのものに反対する、12月の議案に対するお考えが大分強かったように思えます。今後どのような展開になるかわかりませんが、市民の皆さんも4月30日のオープンを期待しているし、また、今回上程した理由は、市川駅南口図書館の持っている民間に託する力を、私たちもお力をかりてやっていきたい。また、それだけの技量を持った会社だと私は思っていますので、何とか議員の方々のご理解を得て、4月30日にオープンできるようになればいいと強く願っております。

○ **宇田川委員**

それが決まらないとオープンできないのですか。何か違う方法でオープンできるのですか。結局、延びてしまうのですか。

○ **生涯学習部長**

詳しいことは、まだこれからいろいろ法務的な話し合いも必要だと思いますが、一般的には、もしこのまま継続審議という形になるとオープンできなくなってしまいます。条例の趣旨が、指定管理者による市川南口図書館の管理運営ということをお話ししているわけです。ですから、それ以外の形も法務的に全くできないことはないかも知れませんが、基本的にはその趣旨からは、指定管理者以外の形でやるのは現実的に難しいし、また、現実的に4月30日にほかの方法でといったら、その体制から、予算のことからいろいろ考えますと、時間的に無理ではないか。特に今回、市川駅南口図書館の民間が

やるものは、柔軟な人員配置が可能になる。市川市の直営でやるよりも、そういう部分が非常に柔軟に対応できる。そういったようなことが、逆にゼロからの出発となると、とても難しい部分もあるのかなと思います。

○ **宇田川委員**

そこまでやるのには、金銭的にもメリットがあるし、そしてまた柔軟な対応ができる。特に図書館の利用状況を把握して、利用の多いときに人を余計に配置するとか、暇なときには少し減らすとか、そういうようなこと等々を考えて業者をコンペ方式でセットしてやってきたので、それがノーということが、継続審議になっていることが信じられなかった。皆さん方の説明が下手ではないのかなということを行いましたけれども、困るのは市民ですから、なるべく説明をしていただいて、早い時期にオープンできるようにお願いしたいと思います。

○ **五十嵐委員長**

他に質疑がないようですので、議案第30号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。議案第31号にご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、その他に入らせていただきます。(1)市川市幼児教育振興審議会の答申について説明してください。

○ **教育政策課長**

資料は36ページでございます。平成20年11月26日付で市川市教育委員会より市川市幼児教育振興審議会へ、幼児教育や子育てに関する課題などの解決に向けた幼児教育センター構想(案)についてを諮問いたしました。同審議会において審議された結果、平成21年2月18日付で同審議会会長より答申がありましたので、ご報告いたします。答申は、市川市の幼児教育の一層の振興と充実を図るため、市川市幼児教育センター構想の早期実現に向け努力されたいとの内容です。答申理由は、「幼児期は、人間形成のうえで極めて大切な時期であり、基本的な生活習慣の方向付けとともに、豊かな生活体験を通して自我の形成を図り、基本的な規範意識を育成することが望まれる。しかし、家庭の教育力、地域の教育力が低下している今日において、幼児期に育成しなければならない人間形成の基礎が十分に培われていないことも懸念

される。このことから、市としても家庭の教育力向上のために総合的な取り組みが必要であり、その具体的な施策として幼児教育や子育ての支援を目的とした幼児教育センターを設置することが本市の幼児教育の振興を一層充実させるものとする。このことから、「幼児教育センター構想の早期実現に向け努力されたい」以上です。市川市幼児教育センター構想の別冊ですけれども、諮問した中で、同審議会から何点かのご指摘をいただきましたので、それらを踏まえて再度見直しを行い、今回答申いただきましたので、ご説明させていただきます。幼児教育センター構想は、大きく7つの項目から構成されておりますが、特に審議会において審議を行ったところは、4. 幼児教育センターの基本的な考え方、5. 幼児教育センターの機能についてでございます。それでは、市川市幼児教育センター構想の6ページをごらんください。4. 幼児教育センターの基本的な考え方、(1) 幼児教育センターの必要性ですが、1点目は、幼児教育振興プログラムが策定され、施策の推進とともに進行管理を行っていくための機関が必要であること、2点目は、家庭の教育力を向上させるためには親支援が必要であること、3点目は、就学に向けた教育的な視点からの支援の重要性でございます。教育的な視点については、就学時は教育環境や生活環境が大きく変わることから、小学校へ円滑につなげるための学びや育ちの連続性をどのように支援していったらよいかを教育的な視点としてとらえております。4点目は、ふえつつある「気になる子」への支援体制の必要であります。これらの課題の解決に向けて支援体制の推進を図るために、幼児教育センターの必要性が求められているということでもあります。次に、7ページの(2) 幼児教育センターに必要な機能でございますが、必要な機能については、保護者・幼稚園教諭・保育士への教育相談機能について、これまでの子育てや幼児教育に関する相談のほか、次の段階である小学校教育に向けたさまざまな相談にも対応することから、必要な機能としては、単なる相談機能ではなく、教育相談機能といたしました。就学に向けての幼児期の教育、子育てに関する相談についての助言、指導を行うとともに、現下の課題となっております「気になる子」に関する指導、助言を行っていき、また、専門的な知識や経験を有する専門相談員を配置し適切な対応を図っていきます。次に、保護者・幼稚園教諭・保育士への支援機能では、保護者を初め幼稚園教諭、保育士に対して研修会や講座などを開催したり、幼児期における教育に関する調査・研究等も行うことにより質的向上を図っていきます。③の関係機関との調整・連携機能については、幼児期からの一貫した支援体制の構築をするために、関係機関との調整や連携を図ることが必要であると考えております。次に、8ページでございます。5. 幼児教育センターの機能についてでございますが、前段で述べましたように3つの機能を具体的に進めていくための事業内容についてでございます。(1) 保護者・幼稚園教諭・保育士への教育相談機能でございますが、

家庭での幼児教育などや幼稚園、保育園での園生活を通しての悩みや不安、就学に関する相談などについて、専門相談員が対応していきます。また、相談内容について、他の関係機関との連携が必要な場合は、保護者が戸惑うことのないよう、担当者同士が連携を密にし、適切な対応が図られるよう調整していきます。幼稚園教諭、保育士についても、保育現場で悩みや不安、さらに保護者対応などのメンタルに関することについても専門相談員が指導・助言をしていくということになります。(2)の保護者・幼稚園教諭・保育士への支援体制についてですが、その1つが研修機能ですが、保護者に対しては親支援のための幼児教育や子育てに関する研修会や講座、講演会などの開催、幼稚園教諭や保育士については指導力の質的向上を図るための研修会、講演会を開催していきます。さらに、この構想案には明記されておられません。幼児教育センターが中心となって取り組む施策として、小学校へ円滑につなげるための学びや育ちの連続性の実現を目指すための必要な施策の推進が必要であると考えております。また、読書に親しむための習慣づくりとして、読み聞かせなど、本の楽しさや触れられる機会の充実などを図り、読書教育の推進、また、幼児期から発達段階に応じ、それぞれのねらいや内容等を踏まえたキャリア教育、体力づくりなどの柱となる健康教育、そして昨年制定された市川市幼児教育プログラム各種施策の取り組みに関する進行管理なども行っていきたいと考えております。また、幼稚園、保育園の支援に関しては、特色ある園づくりや実践的な指導力を備えた教職員の育成のための実践研究、幼少連携モデル園・校に対する支援・協力体制を図っていきたいと考えております。最後に10ページになりますけれども、開設に関する基本的な考え方として、どういう場所がよいのか主な5つの条件を掲げております。具体的には、今後検討していかねばならないと考えております。今後のスケジュールにつきましても、何点かの必要なものしか掲げておりませんが、開設場所とあわせて具体的なスケジュールを進めていきたいと考えております。具体的な内容につきましては、今後、引き続き検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○ 吉岡委員

構想は、基本的には大変いいのではないかと思います。ただ、これを見ると現状で足りないところがたくさんあるわけですね。それをするのにどうしたらいいかということで、こういう構想がなされたのだらうと思いますけれども、やはりハードよりソフトが一番大切だと思います。従来やっているところでどういうところが困っているのか、どういう人材を集めればいいのかとか、今までの相談方法でいいのかどうか、例えば1対1でやるのがいいのか、いろいろなことが起こったときに、こちらが複数の体制で相談して指導していくのがいいのかなど、よく検討していただきたいと思います。幼児教育といっても対象は大人になるのではないかと思います。大人が対象になって、

いろいろ大人と話し合うような機関になるのかなという感じがしています。みんな困っていることは事実ですから、いい構想にまとめていただいて、ぜひとも推進していただきたいと私自身は思っています。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○ **教育政策課長**

幼児教育センター構想につきましては、今までもプロジェクトを立ち上げていますけれども、今、吉岡委員が言われました点につきましても、プロジェクトのほうに持ち帰りまして検討していきたいと思っております。

○ **五十嵐委員長**

私立幼稚園が公立よりも多いということもあり、なかなか大変だと思ひます。

○ **教育政策課長**

今回のプロジェクトの中には私立幼稚園協会の方も入っていただいておりますので、公立だけではなくて私立幼稚園協会からもいろいろなご意見をいただきながら進めていきたいと思っております。

○ **五十嵐委員長**

よろしくお願ひします。その辺がさきほどの進行計画との絡みで具体的に実施計画の中に盛り込まれてくるのではないかと思ひますので、連携しながらできればと思ひます。次に(2)平成21年4月開設予定の特別支援学級について説明してください。

○ **義務教育課長**

過日、千葉県教育庁葛南教育事務所を通じまして、県より第四中学校に市内中学校で7校目の知的障害の特別支援学級が、北方小学校には市内5校目のことばの教室の通級指導教室が開設できる旨の回答をいただきましたので、ご報告させていただきます。また、ここ2カ年で小中学校合わせて6校に特別支援学級を新規に開設することになりましたが、今後の特別支援学級の設置につきましては、各小学校、中学校の教室の利用状況、幼小中の連携や設置校の市全体としてのバランス等を考慮した上で、次年度以降、新設等の計画につきましては、総合的に検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。次に(3)学校給食に対する米の支給について報告してください。

○ **保健体育課長**

保健体育課より、1点、おわびとご報告をさせていただきます。1月の本委員会において、学校給食費の値上げについてのご報告をさせていただいたところですが、既に新聞報道等でご承知の方もいらっしゃると思ひますが、急遽、各学校に対しまして市で米の支給を行い、給食費の値

上げを回避することとなりました。本件につきましては、市長部局との急な話の展開となったわけですが、教育委員の皆様には事後報告となってしまったことを、まずおわび申し上げたいと思います。さて、この米の支給につきまして、その経緯と内容を簡単にご説明させていただきます。まず、経緯についてでございますが、1月に報告させていただいたとおり、私どもは値上げに向けての準備を進めていたところでございますけれども、そんな中、世界的な経済状況の悪化がとまらないこと、それに伴いまして物価の不安定さから、給食費の額の算定が不確かになっていること等の問題が一層大きな課題となってまいりました。このことにつきましては、行政経営会議で相談、あるいは協議していただいた結果、値上げを一時的に回避し、その分、市で給食用の米を現物支給するという事になったわけでございます。続きまして、その米の支給の概要を説明させていただきたいと思いますが、この予算につきましては、21年度予算として計上しております。議会にて最終決定されるものでございます。計上予算につきましては1億1,000万円で、市が米を購入いたしまして、各学校が発注した米を市が支払う形となります。この予算で購入できる米につきましては、現段階の見通しでは約300トンですけれども、この300トンという量につきましては、全学校の年間の使用量より少し多いことになっております。学校で使用される米を全額これで賄えると考えていただいて結構だと思います。しかし、米全部を支給いたしましても、それは当初の予算値上げ幅の約6割近くに相当いたしますので、学校での自助努力をさらに継続していく必要が出てまいります。また、今回の支給分につきましては、児童生徒対象のためでございますので、心痛いのですが、教職員につきましては、支給分の値上げをさせていただくこととなります。その額は小学校で1食当たり16円、中学校で24円になります。なお、この米の現物支給につきましては、最長で2年間を予定しているところでございます。給食費の額の算定を、今後随時行ってまいりたいと考えております。以上、学校給食費の値上げ回避に伴う米の支給につきましてご説明、ご報告をさせていただきました。以上でございます。

○ **五十嵐委員長**

これで週何回米飯給食の計算ですか。

○ **保健体育課長**

1週間5回給食がございましたけれども、今のところはお米が3回、パンとめん類が1回ずつとなっております。ご承知のとおり、昨年6月以降、小麦粉、乳製品が上がりましたので、学校としては3回から4回を米で対応していきたいと考えております。

○ **吉岡委員**

これは、今、ご説明いただいたお米だけを市で買って現物支給するという事でやるのですけれども、当初の値上げの6割分というのは、300トンで

間に合うのですか。

○ **保健体育課長**

米の分については全部賄えるのですが、値上げ分についてはちょっと足りないところがあります。そこで、これまでも学校側でいろいろと努力していただきましたが、今後も努力していく必要があるかと思えます。それにつきまして、購入方法をいろいろと考えていかなければいけない。果物が一番高いわけですけれども、イチゴのところをミカンに変えるとかという形で、ある程度努力しながらやらざるを得ない。あとは、先ほども申しあげましたように、パンとかめん類が非常に高くなっておりますので、その分、米を1回ふやしていくという形でいけば、何とかやっていけるのではないかと思っています。

○ **五十嵐委員長**

どうぞよろしく申し上げます。次に(4)平成20年度「いちかわ市民アカデミー講座」実施報告について報告してください。

○ **生涯学習振興課長**

資料の37ページをお願いいたします。初めに、平成21年2月21日の土曜日、千葉商科大学の閉校式をもちまして、すべての大学の平成20年度の「いちかわ市民アカデミー講座」が終了いたしました。今年度の実施結果につきましては、資料の3の表のとおりでございます。応募者数は199名、年間10回の講座で、延べ受講者数は1,487名、出席率は78.3パーセント、8回以上出席された受講者に交付します修了証授与者は136名で、72パーセントの方が対象となっております。応募状況、出席率を見ましても、本事業は定着してきておりまして、市民の皆さんに好意的に受けとめられていると現在考えております。そのことを踏まえまして、今後は既存の3大学の受講者の定員の拡大を検討いたしまして、応募者の受け入れ体制を強化できればと考えております。また、受講者が受講後、地域活動へスムーズに移行できるよう、受講者同士の交流の支援策としまして、閉校式後に懇親会、情報交換会を開催しております。今年度の受講生の中にも、防犯パトロールの地域防災リーダー、公民館の保育サポーターなどの活動や、障害者施設、健康都市推進員、社会福祉協議会などを通じてのボランティア活動に取り組まれている方がいらっしゃいます。来年度も充実した内容で継続してまいりたいと考えております。以上でございます。

○ **五十嵐委員長**

テーマは大学で決めるといっても、市から要望は出せるのですか。

○ **生涯学習振興課長**

主体的には大学のほうで、現在もテーマが出てきておりますけれども、大学にはスタッフのやりくりがある中で、その都度、各大学の先生のローテーションの中でテーマを決めてきています。今回、千葉商科大学からは歴史系

のテーマということで、市の博物館の学芸員に講師依頼が来ております。

○ **吉岡委員**

講師には報酬は渡しているのですか。

○ **生涯学習振興課長**

受講される方には年間4,000円負担してもらっています。

○ **吉岡委員**

その4,000円は講師に渡るわけですか。

○ **生涯学習振興課長**

1度市のほうに納めていただいて、市から年間20万円、10回と考えると1回2万円の見当になるわけですが、委託料として大学に支払っています。その内訳としては、講師に1万5,000円で、会場使用料が5,000円ということで、市と各大学で委託契約を締結して委託料を支払っているという形になっています。

○ **井関委員**

なぜこうやって毎年テーマが変わるかということは、ローテーションを組むという美名なのですが、この費用で2年も3年も続けてやる教師はまずいません。したがって、地域社会との協力及び貢献。とりわけ市川市と千葉商大の間には包括的協力協定ができております。ですから、地域社会のため、大学のために、それぞれ教師が行う。例えば資料を準備したら、あっという間に予算はなくなります。ですから、同じ教師に2年と続けてお願いすることはできない。したがって、テーマを変えながら、10年ぐらいでできるだけ多くのスタッフが参加したという実績をつくりたいのですね。本当ならば、もう少し予算を用意してくださるのが一番いいわけだと思うのです。協力の美名に隠れて、両者が多少犠牲になることになるかもしれないし、これは難しいのです。長く続けようと思えば、少しは考えなければいけないでしょうね。学部の教師たちもみんな一巡ぐらいはしますでしょう。多分二巡目は断るのではないのでしょうか。

○ **五十嵐委員長**

では、その辺も考えていかなければいけないですね。

○ **生涯学習部長**

報償費という部分も含めて委託料だと思いますが、今、井関委員が言われたように、協働という形の中で、地域の中で盛り上がって、市民アカデミーの講座がこれからも永続的に続くように、いろいろな意味でまた検討していきたいと思います。

○ **井関委員**

それはいいでしょうね。したがって、このアカデミー講座だけではありませんで、大学がいろいろな形で市と協力している。市もいろいろなデータやチャンスを提供してくださるといふ相互協力の関係がうまくいけばいい

れども、これはこれだけと言われると、正直申し上げて不十分だろうと思えますね。包括協力関係のひとつコマとお考えになって、別なチャンスもつくってやってください。

○ **吉岡委員**

全く同じことですがけれども、これは安過ぎると思います。講師の方に渡るような方式を続けたいという講師の先生もいっしょにならなくなるし、長続きしないのではないかと思います。これだけの人数が4,000円で、それ以外に市から援助するとか、または教育委員会で、公的なもので予算をつくるようなことを考えていかないといけないのではないかと思います。

○ **生涯学習部長**

来年度の予算編成に生かして、また、財政査定にもきょうのお話を伝えて反映させていければと考えております。

○ **五十嵐委員長**

協力し合いながらお願いします。他に報告等ございますか。

○ **教育次長**

今後の議会報告の仕方について少し連絡させていただきたいと思えます。現在、2月の定例会が開催されておりますけれども、環境文教常任委員会の審議の中で、議会の報告を教育委員の皆さんにどのようにしているのかということで、今までの議会の内容を報告させていただいたのですけれども、常任委員会等の審議の内容ももう少し詳しく伝えるべきであるという指摘を受けました。その中で、今後は本会議の内容も含めて、常任委員会の内容にも触れて報告していく旨を私のほうは答えさせていただきました。先ほど一部、中央図書館長の説明から今回の議会のやりとりも説明させていただきましたけれども、今後は教育委員会関係の議案につきましては、本会議の結果に加え、常任委員会の審議結果も含めて、議会終了後に詳しく説明させていただきたいと思っております。委員の皆様にとって有意義な報告をさせていただくために、今後もっと細かくとか、この辺を詳しくということがありましたら、私のほうに寄せていただきまして、皆さんの審議に役立つような報告をできればいいかと思えますので、適宜ご意見をいただければありがたいと思えます。よろしくをお願いします。

○ **五十嵐委員長**

こちら質問しないのがいけなかった部分もあると思えますので、また質問していきたいと思えます。

○ **吉岡委員**

こだわって申しわけないですが、先ほど1万5,000円で5,000円が会場費という話ですが、いくら市がお金を出しても、渡したいところに渡らないということがあり得ますから、もし講師料を上げるときは、出し方をどうしたらいいかも含めて研究してもらいたいと思えます。

○ 井関委員

委員手当はあるけれども、講師料もあるのですか。

○ 生涯学習振興課長

現在は大学との委託契約になっています。ただ、大学のほうの委託料の内訳として見積書をとるときには1万5,000円の講師料と、大学の施設を使いますので5,000円の施設使用料ということに名目上なっていますので、今お話しいただいた直接大学の先生となりますと、これは講師謝礼という形です。そうなりますと、委託ではなくて市の直営という形になります。問題として残るのは、大学の施設の使用料をどういうふうに見るかという形になってきます。それを教室の借上料にしていくと、借上料は大学にお支払いして、講師の謝礼については直接講師の先生の口座に入れるというやり方が考えられますけれども、検討させていただければと思います。

○ 井関委員

大学側の意向も聞いてやってくださるといいですね。両方にいいのが一番いいと思います。プロジェクトのような委託料だとしますと、収支明細がちゃんとしていれば、もらったほうがどう使ってもいいわけですね。ところが、1人1人だと、実はそうではないこともあるのです。例えば、助手や大学院生を使って資料をつくらせるということが大いにあります。それは、プロジェクトとして受けた分を作業労務費として払うことになる。アルバイト費用です。ところが、講師1人1人がもらってしまうと、何らかの形で手伝った者に別途報酬を出さなければいけない。自分のポケットから出さなければいけないことになります。これも問題なのかもしれないのです。ですから、どうするのが一番いいかは、担当する者が当事者と詰めてくださったほうがいいと思います。どういうもらい方が一番よくて使いやすいか。どちらにしても、講師としては、みずからの実入りになるとは思っていないと思います。だから、協力体制だというスローガンないしは美名を掲げなくてはだめ。地域協力だという美しいスローガンがなければ続きません。ですから、いろいろな形の協力関係が多方面にわたってあるのだということを前提にしながら、プロジェクトがいいか、個人所得がいいか、それはわかりませんが、どうか当事者に相談してください。

○ 五十嵐委員長

いろいろ参考意見が出てきたと思いますので、よろしくお願ひします。

○ 吉岡委員

蒸し返すようで申し訳ないのですが、さっき保健体育課長が言われたことについて、経緯がすごく気になるのです。我々が給食費の値上げを前に相談を受けたでしょう。ある程度値上げしようというのは、こちらからいうと苦渋の選択です。課長も、あのときにそうおっしゃっていたように思います。それが、ちょっとしたきっかけで、市長部局でこれは市で出すからというこ

とで、いきなり回避するというやり方は、国でもよくそういうのがあるような感じがするのです。この辺の経緯が、どうしてそういうような経緯になるのか。そうすると、これから例えば値上げしようというときに、市に、これは市で援助できないのかということを一々聞いてやらないと、教育委員会で非常に非情なことを決めてしまって、後で簡単に回避されるという点が、この経緯からするとちょっと不満が残ります。

○ 宇田川委員

それは私も同感ですね。前回値上げのときには、みんな何とかならないのかなという思いがあったのです。だけど、説明上では、もうどうしようもないから値上げするのだということで、みんな了解をしたと思います。そういう経緯だったと思います。それがあるところで急に変わってしまうと、そんなものなのかなという感じです。それとは全然また違うのですけれども、さっきの環境文教委員の方々が継続審議という話ですが、我々も本当は市でやるのが一番いいと思うのですけれども、今の状況から考えるとあれが一番最善なのだと思って、我々も了解して、4月のスタートに間に合うようにということで話をしたと我々は思っているわけです。だけど、委員の中で反対者が半分ぐらいいたということなのでという、我々の話していた熱意というか、気持ちを通じないのかなというように私は思ったのです。館長のほうにそのことで強い言葉を発したのですけれども、そんな思いがありましたので、あしからずひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○ 井関委員

私は説明が不十分だと思います。ここで討議をした結果だとすれば、それをいかに有効にするか。議会に説明するためには、経過の説明だけではなくて、多少の理論武装をしておかないといけません。つまり、反論にどう対応するのか。疑問を持たれて悪いわけではないのです。それはしょうがないことです。だけど、それを説得できるだけの有効で十分な説明をしなければいけない。まさか余りにも理不尽な反対だったとは思えない。

○ 西垣委員

市長部局は教育委員会というものがどういうものかということがわかっていないと、これから教育委員会が決めたいろいろなことが、いや、そうではないということになるかもしれない。そうすると、教育委員会が何も意味がなくなってしまうと思います。ですから、例えば教育委員会にある施設を市長部局にというとき、例えば教育委員会で反対したとして、市長部局のほうで、反対しても、それはやるよといったら、どうするか。本当にこれから、教育委員会はもうちょっと結束していかないと、一体教育委員会は怎么样了のだという話になって、国の文部科学省が一番だらしなないところだと言われているのと同じようになってしまうかもしれません。そうならないので、市川の教育委員会はそうではないのだということを示して進んでい

かなければいけないのではないかということは痛切に感じます。けれどもそればかりやっていると、反対ばかりやっていたらいいのか、ということになってしまうので、その辺のところは難しい問題だと思います。

○ **宇田川委員**

教育振興基本計画について、これからの問題ですけど、これはぜひ校長会だけではなくて、よく各校が市川市の教育はこれをもとにしていくのですよということを説明会で説明する。いくらこういうのをつくっても、実行しなければ何もならないのですね。ですから、そこら辺の計画の推進体制といいますか、校長会ではもちろんやるのでしょうけれども、校長先生が下の者に、今度こういうものが出たらやるのだぞということだけでは、なかなか下に浸透しないのではないかと思うのです。ですから、ぜひともそこら辺の実施体制を検討いただきたいと思います。

○ **西垣委員**

それについては、必ず研修会を設けて、校長の研修会、教頭の研修会、それを踏まえて、学校にこちらから乗り込んでいって行く。それから、学校教育目標にどこで生かしているのか、1年ごとに評価をどういうふうにしたかということ徹底的にやっていきたいと思います。そうでないと、せっかくこれだけの時間をかけてつくったものが瓦解に帰しては本当に意味がないと思いますので、今、宇田川委員が言われたことは、やっていきたいと思います。

○ **井関委員**

これをご説明なさるときに、たぶん反発があると思うのです。また新しいことをやらなくてはいけないのかというような。付加的、追加的に新しいことをやらなくてはいけないのはヘビーな負担です、嫌なのです。そうではなくて、日常やっていたらしゃることを解釈し直して、読みかえてくれという言い方でないとすんなりとは入らないですね。さらに追加で負担がふえるという印象ではなくて、日々やっていたらしゃることを、この考え方で解釈し直してみてくださいという言い方です。そうすれば、毎日やっていることなのです。それをこの基本計画に合わせながら解釈し直してやってください。そうすれば大きな抵抗はないのですが、新しい負担としてやってきたら、これはまたもっと忙しくなる、嫌なことだという感じがするでしょう。だから、そういう形でおやりくださるのが一番いいと思います。あるいは、自分は同僚よりもいいことをやっているのだと思っている人がいたら、それがこの基本計画の中できちっとコンセプトと項目にばっちり適合していて、やってきたことは、こういうふうに再解釈して、これからも努力すればよいのだと思わせるように説明しなくてはいけない。ぜひそういうふうをお願いします。

○ **教育政策課長**

今の意見を参考にいたしまして、今後検討していきたいと思っております。

○ **五十嵐委員長**

続きまして、人事に関する審議に入りますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第13条6項のただし書きの規定により公開しないこととしてよろしいかお諮りいたします。ご異議はございませんか。

○ **他の委員**

異議なし。

○ **五十嵐委員長**

ご異議がないようですので、同法同条第7項の規定により、討論を行わず公開しないことといたします。それでは、会議規則第10条の規定により、指定する者以外は退席することとなります。教育次長、各部長、次長、教育政策課長以外は退席してください。

(指定した職員以外退席)

秘密会につき非公開

○ **五十嵐委員長**

それでは、これをもちまして平成21年3月定例教育委員会は閉会いたします。

(午後4時40分閉会)